

青森市スポーツボランティア設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市のスポーツ振興を推進するために活動を行う青森市スポーツボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、スポーツボランティアとは、自らの意思に基づき、無報酬で青森市及びスポーツコミッション青森（以下「SC青森」という。）と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内で開催されるスポーツイベント等への協力。
- (2) スポーツ資源等の情報発信、PR活動への協力。
- (3) その他、市のスポーツ振興に資するための事業への協力。

(登録資格)

第3条 スポーツボランティアの登録資格は、次に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) スポーツボランティアとして活動する意欲のある者。
- (2) 18歳以上であること。ただし、18歳未満であっても、保護者の同意があれば登録できるものとする。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としない者。
- (4) 暴力団もしくはその構成員の統制下でない団体。

(登録手続)

第4条 スポーツボランティアとして登録を希望するものは、スポーツボランティア登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、SC青森会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、登録申請書の提出があったときはその内容を審査し、青森市スポーツボランティア名簿（様式第2号）に登録するものとする。

(登録期間)

第5条 スポーツボランティアの登録期間は、登録された日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

2 登録者より登録期間内に登録取消しの申出がない場合には、翌年度の4月1日から3月31日まで、登録期間を更新するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は登録申請書に記載した登録内容に変更が生じた場合、会長へ変更の内容を連絡するものとする。

(登録の取消し)

第7条 登録者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、会長はその登録を取り消すも

のとする。

- (1) 登録者から辞退の申出があったとき。
- (2) 登録者に公序良俗に反する行為、又はスポーツボランティアとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 長期にわたり連絡不能となったとき。
- (4) その他、この要領のいずれかに違反したとき。

(ボランティアの活用)

第8条 会長は、市内において各種のスポーツイベント等を行おうとするもの（以下「スポーツ団体等」）から、登録者の紹介の依頼があったときは、スポーツ団体等に登録者を紹介することができる。

(紹介の依頼等)

第9条 スポーツ団体等は、登録者を活用しようとするときは、青森市スポーツボランティア紹介依頼書（様式第3号）により、会長に申し込まなければならない。

(ボランティア保険)

第10条 スポーツ団体等は、登録者を活用するときは、ボランティア活動中の事故等に備え、ボランティア保険、傷害保険等に加わるとともに、紹介された登録者が安全かつ安心して活動できる環境を整備しなければならない。

(守秘義務)

第11条 登録者は、青森市スポーツボランティアとしての活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録が取り消され、又は登録期間が満了した後も、また同様とする。

- 2 スポーツ団体等は、登録者の活用に当たり知り得た登録者に関する情報を漏らしてはならない。

(免責)

第12条 会長は、青森市スポーツボランティアが、その活動中により被った損害（市が加入する「市民総合賠償補償保険」の対象となるものを除く。）及び青森市スポーツボランティアによる故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責を負わないものとする。

- 2 会長は、スポーツ団体等の依頼による登録者の活動（活動の不履行を含む。）によりスポーツ団体等が被った損害については、その責を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から実施する。